

## 魅力的な夜間景観づくりの推進業務受託候補者選定に係る募集要項

### 1 業務の名称

魅力的な夜間景観づくりの推進業務（以下「本業務」という。）

### 2 業務の期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

### 3 業務の内容（提案募集の内容）

別紙「魅力的な夜間景観づくりの推進業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

### 4 業務の規模及び契約金額の上限

本業務の規模は、15,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）程度の業務量を想定しており、契約金額の上限も同額とする。

### 5 業務に関する基本的事項

#### (1) 受託候補者に求める資格

次に掲げる事項のすべてを満たしていること。

ア 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること、あるいは、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項の各号に掲げる資格を有する者であること。

【参考】京都市競争入札等取扱要綱（一部抜粋）

（競争入札の参加者の資格）

第2条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有するものでなければならない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 引き続き1年以上当該営業を営んでいること。

(3) 次に掲げるものを滞納していないこと。

ア 所得税又は法人税

イ 消費税

ウ 本市の市民税及び固定資産税

エ 本市の水道料金及び下水道使用料

(4) (略)

(5) 前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。

(6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

イ 本業務の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。

ウ 本公告に係る書類提出期限の日から契約の締結の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

エ 本業務を実施するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力

力を有していること。

オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の候補者や政党などを推薦し支持し又は反対する目的の団体でないこと。

カ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

キ 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

ク 共同事業体による応募にあつては、以下の資格要件を全て満たすこと。

(ア) 共同事業体の全ての構成員は、上記ア～キの要件を満たすこと。

(イ) 共同事業体の代表者は、共同事業体の構成員の中から選定することとし、京都市の窓口となるとともに、共同事業体の正確な意思伝達を行うこと。

(ウ) 共同事業体の所在地は、共同事業体の代表者の所在地であること。

(エ) 共同事業体の全ての構成員は、別の参加者又は別の共同事業体の構成員として本公募に応募していないこと。

## (2) 業務の再委託

本業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

本業務の一部を委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により、その者の商号又は名称その他必要な事項を京都市に通知し、京都市の書面による承諾を得ること。

## (3) 受託希望金額の提示

仕様書を基に受託希望金額を提示すること。

## (4) 委託業務の支払いについて

ア 委託業務の実施に要した経費の額と契約金額のいずれか低い額を支払う。

イ 支払いは、原則、全ての委託業務が完了し、京都市の実施する検査に合格した後、受託者からの請求により行う。

## (5) 秘密保持義務

業務に従事している者は、業務に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。

## (6) 個人情報の保護

個人情報を適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。

## (7) 情報公開

業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じること。

## 6 応募手続等

### (1) 募集期間

令和6年4月12日（金）から5月7日（火）午後5時まで

### (2) 提出物

資料名	部数	備考
参加申込書【様式1】	1部	
直近3箇年の決算関係書類	1部	税務申告書、貸借対照表及び損益計算書
企画提案者の概要が分かる資料	7部	会社案内等
業務実施体制表及び従事者の経歴（任意様式）	7部	従事者の氏名、経験年数、保有する資格及び主な履歴等を記載すること。
企画提案書【様式2】	7部	評価基準の「提案の的確性」に留意しつつ、仕様書の内容に沿って、A4版10ページ（両面5枚）以内に簡潔にまとめること。
見積書	7部	
業務実績調書【様式3】	7部	本業務に類似若しくは関連する業務又はエリアブランディング若しくはエリアマネジメントに関する業務を受託又は自ら実施した実績がある場合は、実績について記載すること。（募集開始日から過去5年以内のものに限る。最大3件まで／各7部提出） 記載した業務実績については、契約品の写し（件名、契約年月日と発注者が分かる部分のみ）等を添付すること。
共同事業体の協定書（該当する場合のみ）	7部	共同事業の場合は、代表者名と構成員名を記載すること。

※ 部数が7部のものは、正本1部と複写6部でよい。

※ 京都市の競争入札参加有資格者でない者は、以下の書類を提出すること。

資料名	部数	備考
登記簿謄本（履歴事項全部証明）	1部	申請日前3箇月以内に発行の原本（写し不可）
印鑑証明書	1部	
納税証明書（国税等、京都市税）	各1部	
調査同意書（水道料金・下水道使用料）【様式4】	1部	
使用印鑑届【様式5】	1部	
誓約書【様式6】	1部	

※ 納税証明書（京都市税）及び調査同意書（水道料金・下水道使用料）については、

京都市内に事業所等を有さない者は提出不要とする。

(3) 提出方法

持参又は郵送による。持参の場合は、京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する京都市の休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。郵送の場合は、当日消印有効とし、書留郵便に限る。

(4) 提出期限

令和6年5月7日（火）午後5時（必着）

※ 持参の場合は、休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(5) 提出先

京都市都市計画局都市景観部景観政策課（担当：高橋、松田、古郷）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地（分庁舎2階）

電話：075-222-3397 FAX：075-213-0461

電子メールアドレス：keikan@city.kyoto.lg.jp

(6) その他

ア 提案書等の変更の禁止等

提出期限後において、提案書等の内容を変更することはできない。また、提案書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

イ 重複提案の禁止

提案は1団体につき1つとする。複数の提案は認めない。

ウ 著作権の帰属等

提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、提案の選定の公表等必要な場合には、提案書等の内容を京都市が無償で使用できる。

なお、提案書等は理由の如何に関わらず返却しない。

エ 費用の負担

プロポーザル参加に要する一切の費用（提出書類作成費、交通費等）は、全て提案者の負担とする。

オ 提案の辞退

提案書等の提出後、提案を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

## 7 募集に関する質疑

(1) 質疑の方法

ア 提出期限：令和6年4月22日（月）午後5時まで（必着）

イ 提出方法：電子メールによる

ウ 様 式：不問。件名は、「魅力的な夜間景観づくりの推進業務に関する質問」とすること。

エ 提 出 先：上記「6(5)提出先」と同じ

(2) 質疑に対する回答

全ての質問及び回答については、令和6年4月26日（金）午後5時までに京都市ホームページにおいて公開することとする。

◆本プロポーザルのホームページアドレス

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000324996.html>

回答は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとする。

## 8 提案の審査・受託候補者の選定

提案の審査は提出された企画提案書に基づいて受託候補者選定委員会が行い、選定する。審査は非公開とし、審査の経過等に関する問合せには応じない。なお、必要に応じて企画提案書提出事業者には、企画提案に係る説明を求める場合がある。その場合には、企画提案書提出事業者に別途通知する。

(1) 選定方法

下記(2)に掲げる評価項目及び評価事項について採点し、提案の順位を決定する。最も高い評価点を得た提案者を受託候補者として選定する。

なお、評価点が60点を下回るときは、応募事業者が1事業者のみの場合であっても、受託候補者として選定しない。

また、評価点が60点以上であっても、本業務を実施し得る能力に満たないと判断した場合は、受託候補者を選定しないことがある。

(2) 評価基準

評価項目		評価事項	評価点 (100点満点)
履行実績	同種業務の履行実績	これまでに、本業務に類似・関連する業務又はエリアブランディングやエリアマネジメントに関する業務の実績があるか。 (募集開始日から過去5年以内のものに限る。最大3件)。	10点
実施体制	本店等の所在地	本店又は支店が京都市内にあるか。	10点
	業務遂行に必要な知識等	業務を遂行するための知識や経験を有し、他の専門事業者等とも連携した業務体制を構築できているか。	10点
	人的体制	業務の内容を安定的に実施することができる人的体制か	10点

評価項目		評価事項	評価点 (100点満点)
提案の 的確性	業務の実現性	提案書の内容が実現性の高いものであるか。	20点
	業務の理解度	京都市の方針及び業務内容を十分に理解したうえでの企画提案であるか。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査を行う具体的な先行事例等を挙げているか。</li> <li>・夜間景観づくりに関する機運を醸成するための効果的な普及啓発方法や支援制度等を検討するに当たり、必要な事項を提案できているか。</li> <li>・夜間景観づくりのビジョン策定や地域のブランディング策の検討等に向けて、具体的なエリアを挙げたうえで必要な事項を提案できているか。</li> <li>・本事業の趣旨を鑑み、有益となるステークホルダーを適切に提案できているか。</li> <li>・エリアビジョンの実現に向けた検討のために、必要な事項を提案できているか。</li> </ul> 等	20点
	資料作成能力	資料を迅速かつ的確に作成できているか。	10点
受託希 望金額	受託希望金額に応じて配点を行う。		10点

## 9 選定結果の通知及び公表

### (1) 受託候補者の選定結果の通知

委託候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。

### (2) 受託候補者の選定結果の公表

選定結果通知日の翌営業日以降に、選定結果、参加した事業者、評価点及び選定理由を公表するものとする。ただし、審査内容については公表しない。

## 10 契約の締結

- (1) 受託候補者と京都市との間で、委託内容や経費等について詳細を調整の上、委託契約を締結する。また、契約に関する費用（収入印紙代を含む）は、選定された者の負担とする。

- (2) 契約代金の支払いについては、精算払とする。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、京都市は次に評価点が高かった提案者を受託候補者とし、契約に関する協議を行う。

## 11 注意事項

- (1) 次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。
  - ア この募集要項及び「魅力的な夜間景観づくりの推進業務受託候補者選定実施要領」に記載の条件に違反した場合
  - イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
  - ウ 虚偽の内容が記載されている場合
  - エ 提案者の評価の公平性に影響を与える行為があった場合
  - オ 提案者の評価に関わる者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
  - カ その他受託候補者の選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- (2) その他
  - ア 本業務の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に京都市と連絡調整を行うこと。
  - イ 本業務の中止、業務内容の変更又は履行期間の変更を行う場合がある。
  - ウ 応募書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。

## 12 問合せ先

上記「6(5)提出先」と同じ